

「ごみ」のルール、守っていますか？

ごみを捨てるときは「燃やせるごみ」や「プラスチック製容器包装」など、**種類ごとに分別して**ごみ集積所に持ち込む必要があります。

分別されていないものは、清掃当番の地域住民が分別をし直すなどの対応をしています。ルールを守らない方が多いと、清掃当番などを行っている一部の方に負担が掛かります。分別の仕方や集積所の使い方などを改めて確認し、ごみを出すようご協力をお願いします。

分別の仕方・収集日

下記は全て分別する必要があり、収集する日も違います。

種類別の収集日、捨て方のポイントの詳細などは毎年4月に各世帯へ配布している**ごみ収集カレンダー**、**ごみの分別辞典**や盛岡・紫波地区環境施設組合（清掃センター）のホームページをご確認ください。

盛岡・紫波地区環境施設組合のホームページはこちらから



●ごみの種類 ※収集日、捨て方の詳細はごみカレンダー、ごみの分別辞典をご覧ください。			関係するリサイクルマーク
① 生ごみ		▼水気をしっかり切ってから捨てましょう。	
② プラスチック製容器包装		▼リサイクルマークをよく確認しましょう。 ▼汚れを落として乾かし、緑色の指定袋に入れて出してください。 ※落ちない汚れがある場合は、「燃やせるごみ」へ。	
③ 紙製容器包装			
④ 新聞・紙パック 雑誌・ペットボトル		▼ペットボトルのキャップとラベルは②に出してください。	
⑤ 空カン・空ビン		▼ビンのキャップのうち、金属製は空カン、プラスチック製は②に出してください。	
⑥ 段ボール・古着		▼古着はできるだけ洗濯し、袋に入れて出してください。	
⑦ 燃やせるごみ		▼黄色の指定袋に入れて出してください。	④～⑥は、地域ごとに行われている集団資源回収などに出せます。積極的に利用し、ごみの減量化と資源化に努めましょう。
⑧ 大形・不燃ごみ		▼引っ越しに伴う多量のごみは直接清掃センターに搬入してください。	
⑨ 有害・危険ごみ 乾電池		▼乾電池、カミソリ、体温計、ライターはごみ集積所にある「回収箱」へ。	

※清掃センターへ搬入する場合、料金が掛かります。料金表は盛岡・紫波地区環境施設組合のホームページをご覧ください。



ごみ集積所は自治会が設置しています

お住まいの地域にある「ごみ集積所」は、各自治会費などにより管理しています。そのため利用できるのは、その自治会の住民のみとなります。利用できるごみ収集所が分からない場合は、お住まいの地区のコミュニティ会長へお問い合わせください。

問い合わせ先が分からない場合は、役場企画財政課 企画コミュニティ係（☎ 611-2721）まで。

例



自治会（コミュニティ）Aの住民が
自治会 Aの集積所にごみを捨てる。



自治会 Aの住民が通勤のついでに、
自治会 Bの集積所にごみを捨てる。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

注意

集積所に事業所のごみは捨てられません

事業所や商店などから出たごみは、所在地であっても、自治会のごみ集積所に捨てることはできません。

事業所のごみは法律で「事業活動で生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければならない」旨が定められています。

そのため、各地域に住む一般住民のために設置されている、自治会のごみ集積所に事業者がごみを捨てることは違法行為です。

事業所から出るごみは産業廃棄物の他、紙くずや茶がら、残飯、野菜くずなど、事業を実施することで発生する全てのごみを指します。事業活動で出たごみは、清掃センターに直接持ち込むか、独自にごみの収集業者と契約して処分してください。

なお、盛岡・紫波地区環境施設組合で収集運搬を許可している業者の一覧は組合ホームページか、ごみカレンダーをご覧ください。

分別しないとどうなる？

ごみ集積所に集められたごみは、自治会から清掃センターへ依頼して収集が行われています。ルールを守ることを原則として収集されており、ごみを分別することは、その自治会内の住民の責務となります。

分別されていないごみは、収集されません。収集されなかったごみは、各自治会の清掃当番の方が、分別し直して自宅に保管し、次の収集日に出しています。

分別をせず、ごみを出す人が多ければ多いほど、集積所の管理に携わっている方々に大きな負担が掛かります。



燃やせるごみの収集日に、集積所で分別状況を確認する清掃当番の方。この日は収集できない資源ごみ（緑色の袋）が出されていました。

ごみ出しルール 3 箇条

一、「ごみカレンダー」や「ごみ分別辞典」に従って適正に分別し、
収集日を守りましょう。

一、自分が住んでいる地域のごみ集積所を利用しましょう。

一、事業者は法律の定めに沿ってごみを処理しましょう。

■問い合わせ 役場町民環境課環境係（☎ 611-2507）